

経営者保証不要の保証制度 概要（抜粋）

大阪信用保証協会

令和6年7月1日現在

保証制度名等	CS ネクスト保証	金融機関連携型	プロパー融資借換特別保証	事業者選択型 経営者保証非提供促進資金 《府 国補助制度》	事業者選択型 経営者保証非提供促進特別保証 《国補助制度》	事業者選択型 経営者保証非提供制度 《横断的制度》
取扱区分	保証制度	保証取扱い	保証制度	保証制度	保証制度	保証取扱い
取扱要件	次の要件のいずれにも該当 ① 金融機関と与信取引があり、2期以上の税務申告をしている法人 ② 別に定める純資産額に応じたストック要件、フロー要件に該当するもの	次の要件のいずれにも該当 ① 取扱金融機関に、経保・保全なしのプロパーがある ② 直近決算が債務超過でない、かつ、直近2期決算の減価償却前経常利益が連續して赤字でない ③ 法人・個人が分離。資金のやり取りが社会通念上、適切な範囲内。適時適切に財務情報等が提供されている。	次の要件のいずれにも該当 ① 取扱金融機関に、経保付のプロパーがある ② 直近決算が資産超過 ③ EBITDA 有利子負債倍率が 15 倍以内 ④ 法人・個人が分離 ⑤ 返済緩和している借入金がない	次の要件のいずれにも該当（未決算先は①～③、1期先は③を除く） ① 申込日以前 2 年間において金融機関の求めに応じて決算書等を提出している ② 直近決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬、賞与、配当等が社会通念上適切な範囲である ③ 次のいずれかもしくは両方を満たしている a. 直近決算が債務超過でない b. 直近 2 期決算の減価償却前経常利益が連續して赤字でない ④ 次の両方を継続的に充足することの誓約書を提出している a. 金融機関の求めに応じて決算書等を提出すること b. 代表者への貸付金等がなく、役員報酬、賞与、配当等が社会通念上適切な範囲を超えないこと ⑤ 保証料率の引き上げにより経保を不要とすることを希望		
保証限度額	1 億円	各保証の定めによる	【有担保】2 億円(組合等)4 億円 【無担保】8,000 万円	【一般関係】8,000 万円 【経営安定 4・5 号】8,000 万円	各保証の定めによる	
保証期間	一括 7 年以内 分割 7 年以内（据置期間 7 年以内）	各保証の定めによる	1 年以内 10 年以内（据置期間 1 年以内）	1 年以内 10 年以内（据置期間 1 年以内）		各保証の定めによる
責任共有	責任共有	各保証の定めによる	責任共有	【一般関係・経安 5 号】責任共有 【経安 4 号】責任共有外	各保証の定めによる	
保証料補助	なし	なし	なし	あり あり（申込年度に応じ変動）	なし	
信用保証料（*）	0.45%～1.90%	各保証の定めによる	【有担保】0.32%～1.62% 【無担保】0.45%～1.90%	各保証の定めによる	各保証の定めによる	各保証の定めによる
上乗せ率	なし	なし	なし	令和 6 年度 +0.10% or +0.30% 令和 7 年度 +0.15% or +0.35% 令和 8 年度 +0.20% or +0.40%	令和 6 年度 +0.10% or +0.30% 令和 7 年度 +0.15% or +0.35% 令和 8 年度 +0.20% or +0.40%	【取扱要件③両方該当】+0.25% 【取扱要件③1つ該当】+0.45%
金融機関の責務	・事業年度毎にフォローアップ票を協会に提出（完済まで）	—	・経保・保全のないプロパーを取組むこと（融資実行もしくは経保解除）	・取扱要件④a. b の誓約事項について、継続的な充足を促すこと ・誓約事項に違反している場合は、中小企業者に働きかけ、改善が見られない場合は、対応を協議すること		
取扱期間	—	—	～令和 9 年 3 月 31 日	～令和 7 年 3 月 31 日	～令和 9 年 3 月 31 日	—
備考	・提携保証のため、金融機関により取扱いできない場合あり	・保証取扱いにつき、各保証制度にあわせて取組可	・保証限度は経保なしプロパー残高の範囲内 ・資金使途は経保付プロパーの借換に限る	・取扱要件③の該当状況により上乗せ保証料率変動 ・令和 7 年度以降の継続は未定	・取扱要件③の該当状況により上乗せ保証料率変動 ・一部の提携保証でも利用可	・取扱要件③の該当状況により上乗せ保証料率変動 ・保証取扱いにつき、各保証制度にあわせて取組可

（*）「信用保証料」は保証料補助を加味したお客さまの実質的な負担料率を表示

※本資料は経営者保証不要の取扱いの概要をまとめたものです。別に定める要件や運用等もありますのでご留意ください。